

加古川市固定資産税課税誤りによる返還金支払要綱

平成24年12月26日

市長 決定

(目的)

第1条 この要綱は、住宅用地の認定誤りその他に起因する固定資産税（都市計画税を含む。以下同じ。）の課税誤りによる納付金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により還付することができない税相当額（以下「税相当額」という。）につき、返還金を支払うことにより、納税者の救済を図り、もって税に対する信頼を回復することを目的とする。

(返還金の額等及び支払対象期間)

第2条 返還金の額は、次に掲げる額の合計とする。

(1) 税相当額

(2) 税相当額に係る利息相当額

2 前項第1号の税相当額は、当該固定資産ごとに算定する。

3 第1項第2号の利息相当額は、当該固定資産税の法定納期限の翌日から起算して税相当額を確定した日までの期間に応じた額とする。

4 返還金の支払対象期間は、返還金の額を確定した日の属する年度から20年前の年度までとする。ただし、当該返還金の額を確定した日が、市の都合により当該課税誤りを市が把握した日の翌年度となった場合は、返還金の額を確定した日の属する年度の前年度から20年前の年度までとする。

5 税相当額が不納欠損額を上回る場合は、その差額を税相当額とする。

(返還対象者)

第3条 返還対象者は、課税誤りのあった各年度において、当該賦課の対象となった納税者（以下「納税者」という。）とする。ただし、納税者が複数の場合は、共有代表者とする。

2 前項の共有代表者は、市長に対し、共有代表者届出書（以下「代表者届出書」という。）を提出しなければならない。

3 納税者が死亡している場合の返還対象者は、その相続人とし、相続人が複数の場合は、相続人代表者とする。この場合において、相続人又は相続人代表者は、市長に対し、相続人代表者指定届出書（以下「相続人届出書」という。）を提出しなければならない。

4 納税者が法人で、当該法人が合併により消滅したときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人を返還対象者とみなす。

5 納税者が法人で、当該法人が分割されたときは、分割後存続する法人又は分割により設立した法人を返還対象者とみなす。この場合において、返還対象者は、市長に対し、返還対象者指定届出書（以下「指定届出書」という。）を提出しなければならない。

(返還金の通知)

第4条 市長は、返還対象者に、第2条の規定に基づき確定した返還金の額を、返還金通知書により通知するものとする。

(返還金の請求)

第5条 返還対象者は、前条の規定により通知を受けたときは、返還方法に応じて、返還金支払請求書(以下「請求書」という。)により、市長に返還金を請求するものとする。

(返還金の支払)

第6条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、返還金支払通知書により返還対象者に通知し、速やかに返還金を支払うものとする。

(返還金の返還)

第7条 市長は、虚偽その他不正な手段により返還金の支払いを受けた者があるときは、次に掲げる額の合計額をその者から返還させるものとする。代表者届出書、相続人届出書、指定届出書又は請求書に記載された事項が事実と相違する場合において、市長が必要と認めるときも、同様とする。

(1) 第2条第1項に規定する額

(2) 支払いを受けた日の翌日から返還された日までの前号の額に係る利息相当額

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(加古川市固定資産税課税誤りによる返還金支払要綱の廃止)

2 加古川市固定資産税課税誤りによる返還金支払要綱(平成3年12月12日市長決定)は、平成25年3月31日に廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。